

無料

働き方改革 ワーク・ライフ・バランス 推進アドバイザーを派遣します

ハラスメント防止

時間外労働削減

(上限 100 時間未満)

男性の育休

同一賃金
同一労働



有給休暇
5日取得義務化

「働き方を見直したい」「ワーク・ライフ・バランスに取り組みたい」
だけど、何から始めればいいのか？そんな事業者の皆さまを応援します。

こんな効果が期待できます！

時間外労働等を削減、業務効率UP

多様な働き方で、職場の雰囲気UP

事業者にあった働き方改革

事業者のイメージアップ



「働き方改革」として法改正が進んでいます。職場の皆さんがいきいきと活躍できる環境づくりをお手伝いするため、稲敷市では、市内事業者へ働き方改革やワーク・ライフ・バランス推進アドバイザーを派遣します。



詳しくは裏面をご覧ください

働き方改革およびワーク・ライフ・バランス 推進アドバイザー（社会保険労務士）派遣のご案内

派遣対象の事業者

市内に本社又は支社、支店、営業所等を有し、次のいずれにも該当する事業者

- (1) 常用雇用者が300人以下であること。
- (2) 労働関係法令を遵守していること。
- (3) 働き方改革及びワーク・ライフ・バランスの推進に取り組み、又は取り組む予定であること。
- (4) 稲敷市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団でなく、かつ、従業員に同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等がないこと。
- (5) その他市長が不相当と認める事由がないこと。

アドバイザーの支援内容

- (1) 働き方改革及びワーク・ライフ・バランスの推進のための助言、指導及び情報提供
- (2) 職場環境整備に向けた助言、指導及び提案
- (3) 一般事業主行動計画の策定に関する助言、指導
- (4) 最新の法改正に関する情報提供
- (5) その他市長が必要と認める業務

派遣回数等・費用

1回あたり2時間以内、同一年度で3回を限度・無料

申請方法等

派遣を希望する日のおおむね1月前までに、申請書を提出。

《提出先》

〒300-0595 稲敷市犬塚 1570-1

稲敷市行政経営部秘書政策課 男女共同参画担当

派遣の流れ

- ①申請書の提出→②審査（場合によってはヒアリング）→③派遣の決定
→④事業者とアドバイザーで日程の調整→⑤派遣の実施→⑥派遣事業完了報告書の提出

◎申請書様式等、詳しくは右のQRコードから市ホームページをご覧ください。

